

# 穂波町

## 【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区穂波町1丁目・2丁目・3丁目

【最初の認可】平成8年10月4日 【最近の認可年月日】令和4年7月15日 【認可番号】4指令住建指第74号

【有効期間】 令和4年7月15日 より 10 年間 5年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

### 【制限の概要】

- 1 建築物の高さ及び階数は地階を除いて12m以下、4階以下とする。
- 2 共同住宅は以下の基準に基づくものとする。
  - ① 一戸あたりの床面積が33㎡以下は禁止とする。
  - ② 分譲住宅は住戸数の100%、賃貸住宅は50%以上の敷地内駐車場の確保をする。
- 3 災害等の復旧に係わる建築の場合はその災害等の前の状態への復旧を認める。
- 4 風俗営業等、酒類を提供する飲食店(主食を主に提供するものを除く。)の用途に供する建築物の建築及びそれらの用途への変更を禁止する。
- 5 建築物の形態、意匠、色彩等は健全な住宅地にふさわしいものとし、緑化につとめる。

## ●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。